

平成29年度 第4回

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

議 題

(1) 第7期介護保険料について

本市における第7期介護保険料について

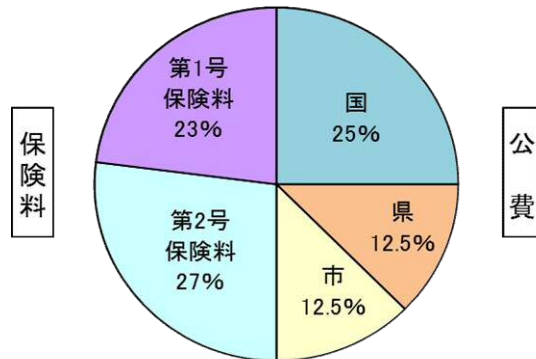
1. 第7期介護保険事業計画における事業費の見込み

介護サービスの利用見込み等を基に第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における事業費を算定した結果、「介護給付費」が約2,772億円、「地域支援事業費」が約166億円、合計で約2,938億円と見込んでいます。

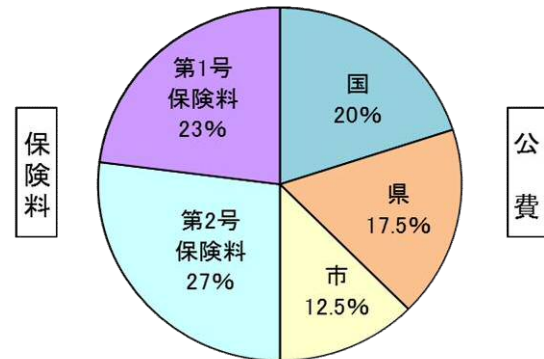
費用区分	30年度	31年度	32年度	合計
介護給付費	895億	923億	954億	2,772億
地域支援事業費	54億	55億	57億	166億
介護予防・日常生活支援総合事業	37億	38億	39億	114億
包括的支援事業・任意事業	17億	17億	18億	52億
合計	949億	978億	1,011億	2,938億

2. 介護給付費等の負担割合

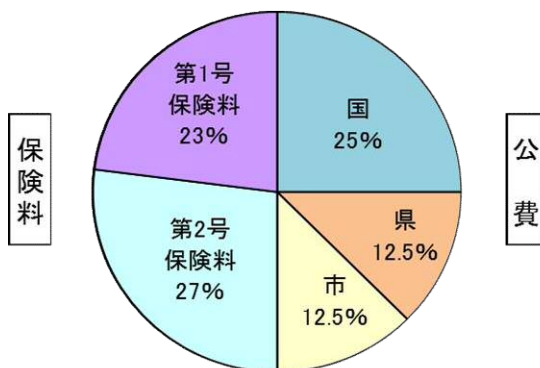
介護保険のサービスにかかる費用は、利用者負担分（1割（一定以上所得がある人は2割又は3割））を除いた残りが保険から給付され、その財源は、保険料と公費（税金）で賄われています。このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、平成30年度から、第2号被保険者との全国の人口比により23%（第6期は22%）となります。



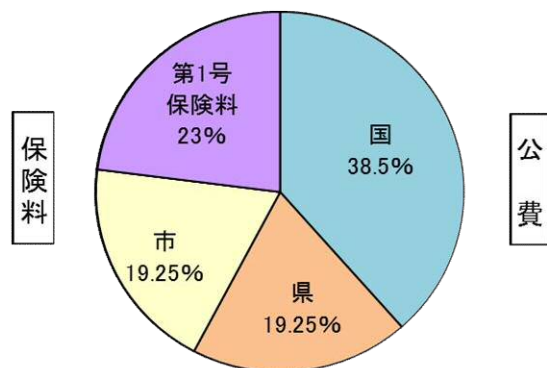
【居宅給付費】



【施設等給付費】



【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】

3. 第7期介護保険料について

(1) 保険料段階の設定について

本市の第6期保険料段階の設定においては、国の示す標準モデル（9段階）に対し、より負担能力に応じた保険料となるよう、段階を「12段階」としました。

第7期保険料段階の設定にあたっては、第6期の保険料段階と同様の12段階とします。

(2) 介護給付準備基金（保険料剰余分）の取り扱い

介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとされていますが、当該基金については、国の基本的な考え方として、

① 次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることが1つの考え方であり、

② 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討されたい

と示されていることから、本市においても介護保険財政の運営上必要な金額を残した上で、第7期介護保険料の上昇抑制のために充当します。

《第7期における「介護給付準備基金」の活用について》

活用額：約47億円

※ 保険料（基準額）の引き下げ効果：約490円

（参考）第6期計画における活用額：約32億円

※ 保険料（基準額）の引き下げ効果：約350円

(3) 公費による低所得者の保険料軽減について

介護保険法に基づいた、公費による低所得者（市民税世帯非課税の人）の保険料軽減について、引き続き実施します。

(4) 介護報酬の改定について

平成30年度からの介護報酬の改定については、平成29年12月18日の予算大臣折衝に基づき、全体で「0.54%」の引き上げとなる予定です。

本市の第7期介護保険料は、この影響も踏まえて算定します。

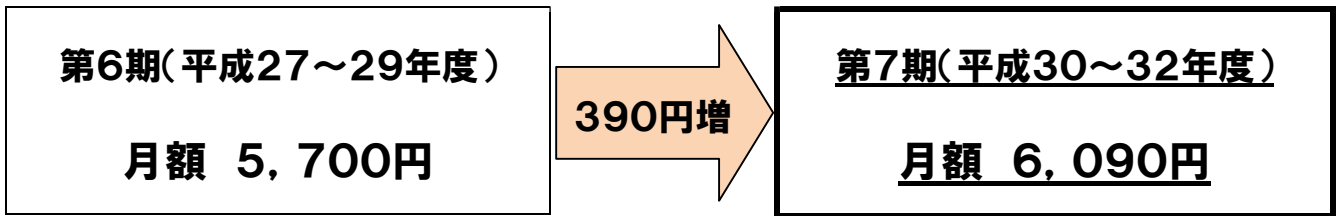
4. 第7期介護保険料の算定

(1) 第1号被保険者の保険料（基準額）の算定

【第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法】

$$\frac{\text{介護給付費・地域支援事業費（3年間の見込み）} \times \text{第1号被保険者の負担割合（23\%）} - \text{介護給付準備基金}}{\text{3年間の第1号被保険者数}} \div 12 \text{月}$$

(2) 第1号被保険者の第7期介護保険料（基準額）の案



※【参考 第5期：5,270円 ⇒ 第6期：5,700円（+430円）】

(3) 保険料段階の設定

第7期介護保険料(案)の設定イメージ

保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
	▲0.05	0.5(0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0
対象 範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に 市民税課税者がいる								
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額等 120万円未満	合計所得金額等 120万円以上 160万円未満	合計所得金額等 160万円以上 200万円未満	合計所得金額等 200万円以上 300万円未満	合計所得金額等 300万円以上 400万円未満	合計所得金額等 400万円以上 600万円未満	合計所得金額等 600万円以上
第7期保険料 (月額)	2,740	約 4,270	約 4,570	約 5,490	6,090	約 7,010	約 7,310	約 7,620	約 9,140	約 10,660	12,180	約 12,790
前期からの増	+170	+280	+290	+360	+390	+450	+470	+490	+590	+680	+780	+820

【 第1号被保険者の第7期介護保険料（平成30～32年度） 】

段階	対 象 範 囲		料率	保険料額 (月額)
第1段階	生活保護受給者等(※) 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人		—	基準額 × 0.45 2,740円
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税 本人の前年の 「課税年金収入額(ア)」+ 「合計所得金額(イ)」-「年 金収入に係る所得(ウ)」- 「租税特別措置法上の特別 控除額(エ)」で算出した額が 右記に該当する	80万円以下	基準額 × 0.7 約4,270円
第3段階			80万円超 120万円以下	基準額 × 0.75 約4,570円
第4段階			120万円超	基準額 × 0.9 約5,490円
第5段階			80万円以下	基準額 × 0.9 約5,490円
第5段階			80万円超	基準額 6,090円
第6段階	本人が市民税課税	本人の前年の「合計所得金額(イ)」- 「租税特別措置法上の特別控除額 (エ)」で算出した額が右記に該当する	120万円未満	基準額 × 1.15 約7,010円
第7段階			120万円以上 160万円未満	基準額 × 1.2 約7,310円
第8段階			160万円以上 200万円未満	基準額 × 1.25 約7,620円
第9段階			200万円以上 300万円未満	基準額 × 1.5 約9,140円
第10段階			300万円以上 400万円未満	基準額 × 1.75 約10,660円
第11段階			400万円以上 600万円未満	基準額 × 2.0 12,180円
第12段階			600万円以上	基準額 × 2.1 約12,790円

※ 中国残留邦人等に対する支援給付、生活に困窮する外国人に対する保護を受けている人を含みます。

ア 国民年金・厚生年金等(障害年金、遺族年金は除く)の公的年金等控除前の総支払額をいいます。

イ 地方税法第292条第1項第13号に規定される額であり、税法上の各種控除前の所得金額をいいます。

ウ 所得税法第35条第2項第1号に規定される額をいいます。

エ 租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額をいいます。